

札幌市市街化調整区域における工場・物流施設立地認定要綱 新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>第6条 (認定基準) 対象施設として認定する基準は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(20) 省略</p> <p>(21) 申請施設の敷地内に農地法で定める農地が含まれる場合は、農地転用許可を得られるものであること。また、申請施設の敷地内に農地法で定める農地が含まれる場合は、農地転用上の農地区分が第2種農地又は第3種農地に該当すると本市が認めるものであること。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和3年7月15日から施行する。</p> <p>2 市長は、この要綱の施行後5年を経過した場合において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第6条 (認定基準) 対象施設として認定する基準は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(20) 省略</p> <p>(21) 申請施設の敷地内に農地法で定める農地が含まれる場合は、農地転用許可を得られるものであること。<del>また、申請施設の敷地内に農地法で定める農地が含まれる場合は、農地転用上の農地区分が第2種農地又は第3種農地に該当すると本市が認めるものであること。</del></p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和3年7月15日から施行する。</p> <p>2 市長は、この要綱の施行後5年を経過した場合において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><del>附 則</del></p> <p>1 <del>この要綱は、令和4年7月15日から施行する。</del></p>	